

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年12月14日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第93号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条商工部の款伝統産業課の項第4号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 伝統産業活性化推進審議会に関すること。

附 則

この規則は、平成17年12月15日から施行する。

(総務局総務部文書課)